

高知県森林審議会議事録

1. 日 時

平成26年12月24日（水） 13:30～15:40

2. 会 場

高知共済会館 COMMUNITY SQUARE 3階「藤」

3. 出席者

(1) 審議会委員

浅川 京子	四国森林管理局長
内田 洋子	NPO 高知市民会議専務理事
片岡 桂子	森林ボランティア
上治 堂司	(一社) 高知県山林協会 会長理事
川田 勲	高知大学名誉教授
北岡 浩	(社) 高知県木材協会 会長
塚本 次郎	高知大学農学部教授
野島 常稔	香美森林組合 代表理事組合長
福田 真苗	土佐林業クラブ会長
堀 洋子	建築士会女性部会幹事

(2) 高 知 県

大野 靖紀	林業振興・環境部長
高橋 隆	林業振興・環境部副部長（総括）
春山 九二男	林業振興・環境部副部長
上岡 啓二	林業環境政策課長
山中 孝司	森づくり推進課長
内村 直也	木材増産推進課長

安岡 泰平	治山林道課長
山崎 和利	木材産業課長
岩原 暢之	森づくり推進課 課長補佐
中島 和宏	治山林道課 チーフ（林地保全担当）
工藤 俊哉	森づくり推進課 チーフ（森林計画担当）

4. 会議

（司 会）

審議会委員 12 名の内 10 名の出席を得て、本会議が成立している旨を報告。

委員紹介、県職員紹介。

なお、議長は高知県森林審議会規則第 3 条第 3 項に基づき会長が務める旨を説明。

〔議 事〕

川田会長が議長を引き続き務める。

－議長挨拶－

皆さんこんにちは。年末のお忙しいところ、お集まり頂きましてありがとうございます。

本日の議事進行を務めさせていただきます川田でございます。

先程、部長の方からご説明がございましたけれども、川下領域は明らかに動き始めてきたということで、それに対する流通体制も整備されつつあるということであろうかと思いますが、一方、山元は森林資源が成熟の段階を徐々に迎えてつつあるということでもありますし、川下に向けてこれから木材をいかに商品化していくか、伐採、搬送をどうしていくのか、という課題が残っていると思います。この生産システムをどう構築するのかというのが大きな課題でありますけれども、この伐採跡地の再生林の問題も大きな課題となっている所であります。

いずれにしても、こういった川下は着実に動き始めておりますので、山元サイドで木材を生産するということは、単なる木材の流通に係る問題ではなくて、山村の経済の活性化なり、地域の雇用の確保、そういった問題とも深く関わっているわけであります。そ

ういった、いわゆる川上サイドの要となるのがこの地域森林計画であろうかと思えます。先程もお話がありましたように、市町村の整備計画の指針にもなる訳でありますし、かつてのような地域森林計画と異なりまして、いわゆる地域経営計画的な一つの側面をこの地域森林計画は持っているのではないかと思えます。そういう意味で非常に重要な位置にあると考えております。本日は高知地区の地域森林計画につきまして、ご審議を頂くといこととありますけれども、この場を利用いたしまして、皆様方が日頃お考えの問題、課題等に関しましてもご発言頂ければと思っております。

どうか、宜しくお願い致します。

— 議事録署名委員選出 — (片岡委員、野島委員)

— 諮問文朗読 (森づくり推進課長) —

— 議事の説明 (森林計画担当チーフ) —

- (1) 高知地域森林計画について (案)
- (2) 安芸地域森林計画の変更について (案)
- (3) 嶺北仁淀地域森林計画の変更について (案)
- (4) 四万十川地域森林計画の変更について (案)

(森林計画担当チーフ) [事前質問への回答]

資料1「高知地域森林計画書(案)」の本文26ページをお開きください。上段の表の主伐計画量の「前半5ケ年間の計画量」が36万 m^3 となっております。これは全国森林計画の15年間の数量を、各計画区毎の資源量割合で割り振りを行ない、計画数量を算出しています。

次に、今お配り致しました資料をご覧ください。上段は、平成22年度～31年度の計画量です。下段は、平成27年度～36年度の計画量です。昨年12月の全国森林計画策定時に、22年度～26年度の前期については、実績等を考慮し14万8千 m^3 とし、27年度～31年度の計画量は44万5千 m^3 を計画していました。これは、産業振興計画で順々

に需要を作り上げて行くことを考慮し、高知おおとよ製材や木質バイオマスが整ってくる後期の27年度～31年度を大きく計画したものです。今回、改めて27年度から31年度の計画を見直すにあたり、一定、需要が追い付いてきたことから、高知地域森林計画区の同時期の計画数量を44万5千m³から36万m³へ見直しを行ったものです。県では、産業振興計画に基づき増産に向けた取組みを進めており、平成24年の民有林・国有林を合わせた素材生産量は46万5千m³だったものが、今年は55万m³を見込めるペースで推移しています。平成27年度末には72万m³、さらに平成33年度末には81万m³の増産を計画しており、素材生産量の確保と健全な資源の更新を図るためには、皆伐を進めることが必要であり、主伐計画量は、全国森林計画の計画数量ともなるべく整合を図りながら、前回計画量に比べて大幅に増加させています。人工造林及び天然更新につきましても、主伐計画量の増加に伴い計画量を増加させています。なお、地域森林計画の伐採量は、立木材積ですが、産業振興計画の計画量は素材材積となっています。

二つ目としまして、「更新した林地での森林被害対策について」のご質問でございます。「シカに対しては防護柵の設置促進が述べられていますが、通常のシカネットではノウサギを排除できなかと考えられます。更新地の増加に伴うノウサギ増加の可能性についてのお考えを伺います。」とのご質問がございます。野ウサギ被害の対策については、過去に多くの被害があった時期には、ワナによる捕獲を行っていましたが、近年被害も減少してきたこともあり、平成16年度を最後に、駆除を行っていません。森林病虫害等防除事業でも、現行の要綱の補助メニューから除外しています。現在のところ、野ウサギ被害についての報告は特に受けていませんが、今後増加が見込まれる再生林の実施に伴い、野ウサギによる被害が増加する可能性もあると考えています。被害が増えるようであれば、ワナによる駆除の他、忌避剤の散布や野ウサギ防除にも兼用できるシカネットの使用を検討してまいります。

最後に、「計画樹立にあたっての基本的な考え方について」のご質問で、「現在の森林資源は齢級構成が著しく偏っています。これを是正しつつ、安定した木材供給を継続する方策を伺います。」とのご質問がございました。現在の齢級構成の不均衡や今後の市場の求める木材需要への対応を考えると、一定の皆伐を進めて安定的な木材供給や増産につなげる必要があると考えています。また、伐採跡地に植林していくことは、資源の循環利用や齢

級の平準化の面からも必要ですが、全ての伐採跡地を人工林に更新することは、現状の木材価格や生産体制等からするとコスト的にも難しく、適地適木の観点からも多様な森づくりを進めることが重要と考えています。このため、平成24年9月に「皆伐と更新の指針」を策定し、森林所有者や林業事業者等にお示ししているところです。また、安定した木材供給を継続するために、市場を含めた出荷者と加工者を協定でつなぐ協定取引の推進と、そのための事業地の確保を森林経営計画の策定と森の工場の拡大により進めてまいります。併せて、木材の安定供給と増産を支える林業労働力の確保・育成や現場の生産性向上に、今後も取り組んでまいります。

以上で、ご質問に対する回答を終わります。

(議長)

続きまして関連します、有害鳥獣被害の概要説明をお願いします。

－有害鳥獣被害の概要説明（鳥獣対策課 被害対策担当チーフ）－

(議長)

鳥獣対策課の方から詳しい説明を頂きまして、ありがとうございました。非常にシカ対策に取り組んでおられる実状がよく分かったかと思います。

シカ対策も含めてではございますけれども、事務局の方から高知地域計画書の他、変更計画等につきまして説明がありましたので、この点につきまして何かご質問がありましたら、お受けしたいと思います。宜しくお願い致します。

もう既に事務局の方から事前に委員の皆様には、質問があればということで、事務局の報告の中にも事前に質問があった内容につきまして、お答えを頂いておりますけれども、なおこの場で是非質問をしておきたい、あるいは意見を言っておきたいという方がおられましたら、お願いします。

(福田委員)

先程説明もあったのですが、10年間に72万㎡くらい切るということで、多分年間

170～180ヘクタールの主伐になっていると思いますが、それに対応して10年間に1700ヘクタールくらいの人工造林あるいは天然更新という風になっています。人工造林と天然更新を見ていたら、天然更新2対人工造林1となっていますが、全国の計画は、ほぼ人工造林と天然更新が同じくらいの計画になっていますが、高知だけが突出していて、2対1くらいの割合で天然更新を増やそうとなっていますけれども、この考え方は先程説明がありましたように、将来のことを考えると一概に人工林を増やす必要がないとか、あるいは出来るだけ雑木林を残したいとかいうことで、私も非常にその点は同感なのですが、この割合がどういう根拠で出てきたのかということと、人工造林と天然更新を分けてある所の保安林率の関係について、分かりましたら教えて頂きたいと思います。

(森づくり推進課長)

人工造林なのですが、まずスギ、ヒノキの人工林を伐採した場合に、産業振興計画でも同じですが、約半分を再造林、残りの半分につきましては、天然更新の方という風にしております。保安林につきましては指定施業要件で植栽が義務付けられておりますので、保安林については植栽して頂くということです。皆伐と更新に関する指針というものを高知県で作成しております。この指針に基づいて山の状況によって、再造林するもの、あるいは針広混交林化していくものという風に、この方針に基づいて施業を行っているという風にしてあります。

(福田委員)

人工造林と天然更新は基本的には半々ということですか。

(森づくり推進課長)

そうです。人工造林を伐採した場合には約半分を、再造林するということです。

(福田委員)

ここでは、天然更新は2倍にはいかないですけど1対2の割合になっていますね、ほとんど。それは結局保安林でないところは大体1対1の割合でやっておいて、それから保安

林の分が。けれども、保安林の分が人工造林にならないといけないというのは山中課長が仰ったので、そうすると反対になりますよね。

(森づくり推進課長)

あと広葉樹の伐採も入っておりますので、広葉樹の伐採につきましては、大部分はそのまま天然更新にまわりますので、拡大造林の数量は少ないわけでありますので、トータルすると、人工造林と天然更新の割合では、天然更新の方が多くなるということです。

(福田委員)

いずれにしても、考え方として今までよりはるかに私どもに近くなってきたという感じがしまして、その点うれしいというか評価できるのですが、先程シカのことの説明がありましたように、基本的な考え方はそれが良いとしても、指針で書いてありますように、シカがいるといないでは全然違ってくると思います。その辺りも含めて、いわゆる県の対策みたいなものを、皆伐の後には進めて頂きたいということです。

(森づくり推進課長)

もう少し詳しくご説明をさせていただきます。高知計画区の場合、スギでしたら面積換算しますと687ha、ヒノキが393haで、その約半分を再造林するということで、スギ、ヒノキそれぞれで355haと203ha、これで558haになります。広葉樹を伐採します面積が642haあります。そのうち拡大造林するのが61haになります。558haに61haを足しまして620haが人工造林、あと残りの分が天然更新という風に計算をしております。

(福田委員)

私が再々言っておりますように、あとは保安林であるところの天然更新のあり方というか、植栽義務のあり方を、保安林だから徹底的に植えなければならないという発想ではなくて、シカがいなくて天然更新できるところはそれでも構わないという方向に是非持って行って頂きたいということです。

(議長)

他に何か質問はありませんか。

(塚本委員)

先程の質問事項の3に対するお答えの中に、県が出しておられる皆伐と更新に関する指針というのが出てきましたが、人工林の齢級を平準化する、平準化にもっていくについては積極的に伐採を行いつつ跡地を造林していく、その際、指針に基づいてやっていかれるというお答えだったと思うのですが、その指針の中で、伐採の方法と更新の方法の組み合わせが、色々な条件ごとに想定されているわけですが、それぞれの条件の林地が今、民有林においてどのくらいの面積で存在しているのかというのは、そういうことを考えていくうえでは必要なデータだと思うのですが、現時点ではそういうデータはお持ちなのでしょうか。

(森づくり推進課長)

申し訳ありません。具体的な数字についてはまだ調査は出来ておりません。

(塚本委員)

これを活用していこうとすると、そのデータの把握が必要になってくると思いますので、是非、おおざっぱにでもどのくらいの割合でどういう条件の林地が存在するのかというのは県の方で把握されたらよいと思います。

(森づくり推進課長)

はい、わかりました。

(議長)

他に何か質問はありませんか。

高知地域計画書の13ページの計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等について、育成単層林というのは、人工林がこの期間においてこういう風に変化を

するということですか。

(森づくり推進課長)

はい、そうです。

(議長)

約1000ヘクタールくらい変わっておりますけれども、この数字の10年くらい、1000ヘクタールのギャップというのはほぼ皆伐するというか、主伐面積に値するのかなという風に見ていたのですけれども、今課長からのご説明で、前に事務局の方から事前に説明を受けた時に、51パーセント再造林するというお話の中身はどうして51パーセントかなと思ったのは、皆伐した後、半分近くは天然林を伐採するという前提になっているわけですね。いわゆる再造林は人工林の再造林と考えてよいですか。それとも、人工林を伐採した後の51パーセントを再造林するという考えでしょうか。

(森づくり推進課長)

人工林を伐採した後の約半分、51パーセントを再造林します。

(議長)

再造林するという意味ですか。

(森づくり推進課長)

はい。

(議長)

それはなぜ51パーセントなのですか。

(森づくり推進課長)

色んな条件によりましてですね。

(議長)

採算性の問題などですか。

(森づくり推進課長)

はい。それもあるし、自然の条件とかもございまして、全て切った後、全て再造林というのは難しいという状況があらうかと思います。

(議長)

それはそれでよいと思います。採算が合わないところとか、再生ができにくいところまで植林する必要はないと思っています。わかりました。どうもありがとうございました。

他に何かご意見はありませんか。

(塚本委員)

計画書の書き方なのですからけれども。

(議長)

何ページのところですか。

(塚本委員)

例えば高知地域森林計画書だと、6ページの3のところですか。ここに全計画と実施できた分が文章の形で示されておりまして、それと26ページには今回の計画量について表で示してあります。こういうものを見る時は、前回の計画量とその達成率と、今回の計画量が一目で見れるような形に作ってないと、あっち見たりこっち見たりしないといけなくなるので、これまでこうであって今回こうなったけれどどこが違うのだということにして頂きたいです。前回の達成量に対して今回の計画量はどの程度のものなのかとか、そういうようなことを一目で分かるような資料にして頂けたら読む方としては、読みやすいなという風に感じます。以上です。

(森づくり推進課長)

来年度以降、書き方を変えていくようにしていきます。

(議長)

他に何かご意見ご質問ございますか。よろしいですか。どうもありがとうございました。

事前資料も皆さんご覧いただいて、何分にも資源量をベースにするということと、全国森林計画をベースに、それが各県に降りてくるということと、それを各県の地域森林計画に張り付けていかなければいけないという、非常に厳しい、積み上げ方式ではないものですから、この計画自体が非常に厳しい側面があるかと思えます。事務局の方でこの計画を立てるにあたってなかなか大変であつただろうと思えます。しかしある程度、実態に見合った計画量を出していかないと、全く絵に描いた餅になってしまいます。当然この計画に沿って、実践に行政が取り組んでいかなければならないという立場でもあろうかと思えますので、数字だけが独り歩きするのではなくて、やはり現場が実際に動いていくという数字でなければならないと思っておりますので、それは現場の方の実際に取り組んでいる事業体、森林組合はじめ事業体の皆様はじめ、行政の方のサポートがセットになって取り組まれるべきものであろうという風に思っております。皆様方からご質問を今日頂きましたので、他にないようでしたら、答申案を作成する為に小休止したいと思います。

—小休止—

(議長)

答申案を事務局の方で配布させて頂いておりますが、この答申案を事務局の方で朗読して頂きたいと思えます。よろしく申し上げます。

(森づくり推進課長)

—答申（案）を朗読—

(議長)

この内容でよろしゅうございましょうか。

(委員一同)

異議なし。

(議長)

皆さん異議がないようでございますので、この通り答申することに致したいと思います。

(議長)

本日の諮問事項につきましては、只今、部長の方に答申をお渡しいたしました。次に議事案件の5の報告案件について事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

(治山林道課長)

—森林審議会の審議を要しない、林地開発許可事案及び保安林解除事案の内容を説明—

(議長)

どうもありがとうございました。只今の報告事項に関しましてご意見ご質問はありませんか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。特別ご意見もないようでございますので、只今の報告はこれで終わらせて頂きたいと思います。

全体を通しまして、これを機に一言言っておきたいという方がいらっしゃいましたら、この場でお受けして終わりにしたいと思います。

(堀委員)

森林審議会とは直接関係あるようでないような山の話ですが、先程の治山のことで、今気象変動で日本列島の年間雨量がどんどん増えてくるということが考えられます。ある方の話ですが、2050年には今の1.5倍ということで、山の状態も今後ますます変わってくるのが予測されると思います。先程の林地開発においても、山の形状をよく見て、

許可する時に、それも今後考えていかなければいけないのではないかと思います。

それと我々の直接の仕事の上で、地すべり危険区域の建て替え工事が山間部ではちょくちょくあるのですが、その時に従来通りの危険地すべり地区程度の指定でよいのかどうか、それも今後県内全域の指定が終わってない地域もあるようですけれども、今後こまめな対応をしていただければよいと思います。せっかく住宅を作って、山が崩れて、ローンを負ってというような広島状況ですね、あれは無茶苦茶開発されたところが多いのですが、そういうことも踏まえて広域的な目で森林の政策をとって頂ければありがたいかなと思います。

それからもう一つ、毎年もくもくランドをやっているのですけれども、今年は食の部分の取り組みで、ジビエ料理を入れてもらいたいという提案を出したのですけれども、ジビエ料理をしている方とつながらなかったのも、来年も、もし私を委員の中に加えて頂ければそういう提案もしていきたいので、さっき丁寧なご説明を頂きましたので、一緒にやっていきたいと思います。宜しくお願い致します。

(議長)

ありがとうございました。貴重なご意見を頂けたかと思います。

(治山林道課長)

治山林道課の安岡です。今の委員からのお話であったシカ以外の前半の部分についてお話しさせて頂きたいと思います。ご意見がございましたように、林地開発等の許可につきましては、十分な診断をしてやっていきたいということが一点と、もう一つは地すべり危険区域というお話でしたが、多分、土砂警戒区域のお話であろうかと思います。広島なんかでありましたね。これは県で言いますと、土木部サイドで順次早めて今からやっていく方向で進んでおりますので、また宜しくお願いをしたいと思います。

(議長)

ありがとうございました。それでは、予定されておりました議事は以上でございますので、これもちまして本日の審議会は終了したいと思います。

—閉会—